

検討の進め方に沿った基準及び解説書の記載イメージ

以下のパターンごとに基準案と解説書の記載イメージを記載

- (a). 犬猫と同様の基準への改正
- (b). 犬猫の基準を参考とした改正
- (c). グループごとの基準を新たに策定
- (d). 新たに基準は策定せず解説書で具体化

温度計・湿度計の設置、光環境の管理について (1/2)

飼養管理上の課題

- 小型サル(※1)・爬虫類にあわせた温度・湿度の室内でチンチラ(※2)を飼育・販売し、チンチラが体調を崩した (ペットショップ)
(※1)例えば獣医学書によるとリスサルの適温は26～27℃ (※2)環境省のペット動物販売業者用説明マニュアル (哺乳類・鳥類・爬虫類) によると、温度は25℃を超えない
- ハムスター(※3)を冬に屋外で展示・販売 (ペットショップ) ※3英国Statutory guidance (法定ガイダンス) によると、周囲温度は12℃を下回ったり、26℃を超えたりしてはならない。
- ハリネズミ(※4)を猛暑／寒冷の屋外で展示・販売 (ペットショップ／移動動物園)
(※4)環境省のペット動物販売業者用説明マニュアル (哺乳類・鳥類・爬虫類) によると、20～27℃位が適温の目安。

これまでの検討内容

- 暑すぎる・寒すぎることはないように。夜行性に関しては、本来であれば昼間は寝ているのでそっとしておいた方が良いが、ハムスターに関しては普通に飼っていれば昼間に寝るので慣れる。光環境も、ハムスターやウサギに関してはずっと明るすぎる、真っ暗すぎるというわけでなければ犬猫と同じように考えればいい。
- ハムスターとウサギが快適に過ごせる環境を基準化し、その環境は他の多くの哺乳類が問題なく生活できるので、明らかな例外を調査したほうが早い

(a)犬猫と同様の基準への改正をする例

温度計・湿度計の設置、光環境の管理について (2/2)

現在の飼養管理基準 (共通)

- 第2条第3号イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から翌日午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

改正後の飼養管理基準イメージ (共通)

- 第2条第7号イ（修正案）動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。**また飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。**
特に、販売業者が、夜間（午後八時から翌日午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。
また自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第三条第三号八において同じ。）に応じて光環境を管理すること。

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- □ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。
- 八 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第三条第三号八において同じ。）に応じて光環境を管理すること。

改正後の飼養管理基準イメージ (犬猫)

- 左記の新たな共通基準と既存の犬猫基準は同等の記載となるため、新たな共通基準へ統合。

犬猫以外の哺乳類解説書

- 主に取り扱われる哺乳類種について、科学的な根拠に基づいて、適切な温度・湿度等を提示する

【解説書の記載イメージ】

- （知見のある動物種について）、既存の〈温度計・湿度計の備え付けと温度・湿度管理〉についての細部解釈を定めることにより、適切な温度・湿度を明示する。
 - 温度・・・〇〇の飼養を行う場合は、通年で〇～〇℃を保つこと。ただし、暑さに弱い種（〇〇等）の場合は〇～〇℃、寒さに弱い種（〇〇等）の場合は、〇～〇℃を保つこと。
 - 湿度・・・〇〇の飼養を行う場合は、湿度は〇～〇%を保つこと。ただし、湿気に弱い個体（〇〇等）の場合は〇～〇%を保つこと。
 - 健康に支障が生じるおそれ・・・開口呼吸、震えなどを可能な範囲で例示

状態悪化時の受診について (1/2)

飼養管理上の課題

- 以下のような症状の個体がいっても獣医師の診療を受けさせない事例がある。
 - －ハムスターが寝たまま起き上がれない、血まみれの個体がいる、脱毛している個体がいる（ペットショップ）
 - －デグーがストレス、真菌のため脱毛状態（ペットショップ）
 - －キツネ、ウサギ、モルモット等の傷病個体（動物園・水族館（JAZA 非加盟））
- 栄養不足、寒さよりカニクイザルが衰弱死。当該動物園で5年間で50匹程度が死亡（動物園・水族館（JAZA 非加盟））

これまでの検討内容

- 犬猫以外の動物を診療する医院は都会には多いが、地方に行くとそういった施設が少ないので、定期的な健康診断を義務づけるのは難しいのではないかと。
- 健康診断によりストレスがかかって食べなくなってしまう事例もある。犬猫みたいに獣医側のレベルが保証されていない状態で定期的な健康診断を義務づけるのはかえって疲労・悪化させてしまう可能性もある。若齢の動物であれば日々体重を計り、継続して落ちる、食欲がなくなる、下痢がある等の場合は病院の受診が必要。

状態悪化時の受診について (2/2)

現在の飼養基準 (共通)

- 第2条第4号へ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

改正後の飼養管理基準イメージ (共通)

- 第2条第4号ロ (修正案) 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、個体の状態が悪化した場合等は獣医師による診療を受けさせること。ただし、〇〇等の特別な事情がある場合にあっては、この限りではない。

現在の飼養基準 (犬猫)

- 第2条第4号ハ 一年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年一回以上獣医師による健康診断 (繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。) を受けさせ、その結果を記載した診断書を五年間保存すること。

改正後の飼養管理基準イメージ (犬猫)

- 既存の共通基準に変更なし

犬猫以外の哺乳類解説書

- 診療を受けさせる場合として、個体の状態が悪化した例などを具体化する

- 等…摂取不足や断食 (冬眠時は除く) が改善しない、体重低下時、等を例示する。
- 〇〇等の特別な事情…具体例を示せるか、要検討。

運動の時間について (1/2)

飼養管理上の課題

- オランウータンに放飼場がなく、チンパンジーはより狭く単独飼養で放飼場がない（ふれあい動物園）
- 50メートルプール程度の広さしかない飼育場にキリン・ラクダなど多種を過密飼育しており、運動スペースがない（移動動物園）
- コツメカワウソ、ビントロング、サーバルキャット、カピバラ、イノブタ等、走ったり動き回ったりするためのスペースがない（ふれあい動物園）

これまでの検討内容

- 展示で一時的なものなのか恒久的なものなのかによって考え方が変わると思う。
- ハムスターでは運動スペースに置く時間を決められることによってストレスを逆に与えられることもある。運動させようとしても寝ている時もある。
- 運動スペースと床面積は、個別の飼育環境で運動スペースが確保できていれば設けなくても良いし、設けたとしても複数頭で飼う場合は縄張りを持ってしまう。また、被捕食動物だと運動スペースに移動させられることがストレスになってしまうことを考慮したほうがよい。

運動の時間について (2/2)

現在の飼養基準 (共通)

- 第2条第7号レ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

現在の飼養基準 (犬猫)

- 第2条第7号ロ 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、飼養又は保管をする犬又は猫を、一日当たり三時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

改正後の飼養管理基準イメージ (グループ別)

- 第2条第4号 (新規)
- (ハムスター)
運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。
- (ウサギ)
「運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、飼養又は保管をするウサギを、1日当たり○時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。」

改正後の飼養管理基準イメージ (犬猫)

- 既存の基準に変更なし

※その他の「その他中大型哺乳類」などのグループごとの記載の可否についても検討

犬猫以外の哺乳類解説書

- ケージサイズ基準の例外事例を適宜具体化する

- 等・・・具体例が想定された場合は、特別な場合を例示する。
- 一時的な保管・・・○日等

捕食・被捕食動物の近接展示について (1/2)

飼養管理上の課題

- 異種の動物を混合飼養したことによる捕食事故が起きているとの指摘

これまでの検討内容

- 「ストレスのある配置は避けること」といった記載方針がよいのではないか。
- 「ウサギ、ハムスター、齧歯類は被捕食動物なので、被捕食動物はそうしたストレスを避けること」と言った記載方針がよいのではないか。

捕食・被捕食動物の近接展示について (2/2)

現在の飼養管理基準 (共通)

- 第2条第7号ヲ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

改正後の飼養管理基準イメージ (共通)

- 既存の共通基準に変更なし

現在の飼養管理基準 (犬猫)

- 犬猫独自の基準はなし (左記の共通基準が適用)

改正後の飼養管理基準イメージ (犬猫)

- 既存の犬猫基準に変更なし

犬猫以外の哺乳類解説書

- 捕食・被捕食動物の近接展示規制を明示する。

- 配置・・・被捕食動物と捕食動物については、接触可能な形等 (具体化を今後検討) での隣接捕食動物の配置は不可。
- 組合せの考慮・・・被捕食動物 (ウサギ、ハムスター、齧歯類など) と捕食動物 (ヘビ、キツネなど) 及びその組合せを具体的に例示する。
- 等・・・捕食を含む。